

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2007-83896

(P2007-83896A)

(43) 公開日 平成19年4月5日(2007.4.5)

(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)
<b>B 6 2 B</b> 7/06 (2006.01)	B 6 2 B 7/06	3 D 0 5 1
<b>B 6 2 B</b> 9/10 (2006.01)	B 6 2 B 9/10 Z	

審査請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 11 頁)

(21) 出願番号	特願2005-275805 (P2005-275805)	(71) 出願人	000112288 ビジョン株式会社 東京都中央区日本橋久松町4番4号
(22) 出願日	平成17年9月22日 (2005.9.22)	(74) 代理人	100096806 弁理士 岡▲崎▼ 信太郎
		(74) 代理人	100098796 弁理士 新井 全
		(72) 発明者	石倉 孝 東京都千代田区神田富山町5番地1 ビジョン株式会社内
		Fターム(参考)	3D051 AA02 AA08 AA23 BA03 CA05 CB04 CJ10

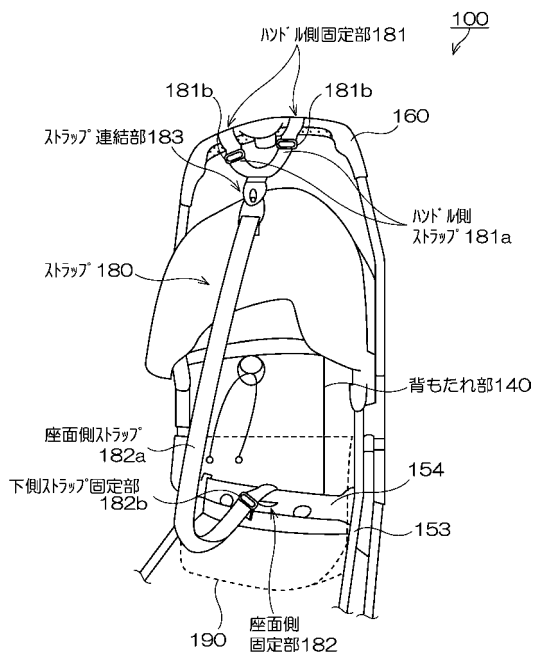
(54) 【発明の名称】 ベビーカー

(57) 【要約】

【課題】 ハンドル部の位置を移動させても、ハンドル部の移動の妨げにならないストラップを備えるベビーカーを提供すること。

【解決手段】 ハンドル部160は、非折り畳み状態である使用状態で、背もたれ部140の長手方向に沿った位置と背もたれ部の長手方向と交差する位置とに選択可能に配置され、ハンドル部が背もたれ部に沿った位置に配置された状態で、前輪部と後輪部とが相互に近接する方向に移動することで、折り畳み可能となり、使用者が折り畳み状態で保持するためのベルト状のストラップ部180を有し、ストラップ部は、ハンドル部の上部に固定するためのハンドル側固定部181と、座面部130近傍に固定するための座面側固定部182と、ストラップ部を、ハンドル側固定部と座面側固定部との間で分離又は連結するためのストラップ連結部183と、を有するベビーカー100。

【選択図】 図5



## 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

移動に際し回転する車輪部と、  
乳幼児が乗車する座席部と、  
前記座席部を保持すると共に、前記車輪部に連結されたフレーム部と、  
乳幼児の介助者が保持するハンドル部と、を有するベビーカーであって、  
前記車輪部は、  
進行方向に沿って配置されている前輪部と後輪部を有し、  
前記座席部は、  
乳幼児の臀部側を保持する座面部と、  
乳幼児の背中側を保持する背もたれ部と、を有し、  
前記ハンドル部は、使用状態で、前記背もたれ部の長手方向に沿った位置と前記背もたれ部の長手方向と交差する位置とに選択可能に配置され、  
少なくとも、前記ハンドル部が前記背もたれ部に沿った位置に配置された状態で、少なくとも前記前輪部と前記後輪部とが相互に近接する方向に移動することで、折り畳み可能となり、  
使用者が折り畳み状態で保持するためのベルト状のストラップ部を有し、  
前記ストラップ部は、  
前記ハンドル部の上部に固定するためのハンドル側固定部と、  
前記座面部または前記座面部の近傍に配置される前記フレーム部に固定するための座面側固定部と、  
前記ストラップ部を、前記ハンドル側固定部と前記座面側固定部との間で分離又は連結するためのストラップ連結部と、を有すること特徴とするベビーカー。

10

20

## 【請求項 2】

前記ストラップ部の前記ハンドル側固定部は、複数のハンドル側固定部を有し、  
これら複数のハンドル側固定部には、複数のハンドル側ストラップ部が接続され、  
一方、前記座面側固定部は、座面側ストラップ部が接続され、  
前記ストラップ連結部は、前記座面側ストラップ部と前記複数のハンドル側ストラップ部とを連結又は分離する構成となっており、  
前記ストラップ連結部は、  
前記複数のハンドル側ストラップ部と接続されているハンドル側連結部と、  
前記座面側ストラップ部と接続されている座面側連結部と、を有し、  
前記座面側連結部又は前記ハンドル側連結部のいずれか一方に、係合用凸部が形成され、  
他方に、前記係合用凸部を受容する係合用受容部が形成されていることを特徴とする請求項 1 に記載のベビーカー。

30

## 【請求項 3】

前記座面部の下方には収納部が形成されており、  
前記ストラップ部の前記座面側固定部は、前記収納部内に配置可能な構成とされていることを特徴とする請求項 1 又は請求項 2 に記載のベビーカー。

## 【発明の詳細な説明】

40

## 【技術分野】

## 【0001】

本発明は、例えば乳幼児等が乗車し、母親等の保護者である介助者が押すことで乳幼児等を移動させることができるベビーカーに関するものである。

## 【背景技術】

## 【0002】

従来より、乳幼児等を乗車させるベビーカーには、保護者等が持ち運びし易いように、折り畳み機構が備えられている。また、ベビーカーには、折り畳んだ状態で持ち運びし易いように、ハンドルとフレームの下部を繋ぐストラップが備えられているものも知られている（例えば、特許文献 1）。

50

【特許文献1】実公平7-32316号公報(図2等)

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

ところで、折り畳み可能なベビーカーを拡げて使用状態にした場合、通常、ハンドルはベビーカーの背もたれ部に沿って配置され、乗車した乳幼児の背面側に位置する。

しかし、特に比較的低月齢の乳児期を中心に、介助者等が乳幼児と対面した状態でベビーカーを移動させたいとの要望があるため、ベビーカーのハンドルが乗車した乳幼児の前面側にも位置するよう構成されているものがある。

このようなベビーカーではハンドルが乳幼児の背面側又は前面側に揺動することで、乳幼児に対して対面式と背面式とに切り替え可能な構成となっている。 10

このようなベビーカーの背面側において、上述のストラップを、ハンドルとフレームの下部側等との間を繋ぐように配置すると、ハンドルを背面側に配置した場合はストラップが邪魔になることはない。しかし、ハンドルを前面側に揺動させるとき、ストラップが邪魔になって、ハンドルを前面側に移動することができないという問題があった。

その為、背もたれ部の上方でストラップ部の上端を固定するものも提案されているが、バランスが悪く、車輪部が上がると傾いてしまい、車輪部によって自らの服や周囲等を汚さないよう注意する必要がある、持ち運びづらいという問題があった。

【0004】

そこで、本発明は、ハンドル部の位置を移動させても、ハンドル部の移動の妨げにならないストラップを備えるベビーカーを提供することを目的とする。 20

【課題を解決するための手段】

【0005】

前記課題は、請求項1の発明によれば、移動に際し回転する車輪部と、乳幼児が乗車する座席部と、前記座席部を保持すると共に、前記車輪部に連結されたフレーム部と、乳幼児の介助者が保持するハンドル部と、を有するベビーカーであって、前記車輪部は、進行方向に沿って配置されている前輪部と後輪部を有し、前記座席部は、乳幼児の臀部側を保持する座面部と、乳幼児の背中側を保持する背もたれ部と、を有し、前記ハンドル部は、使用状態で、前記背もたれ部の長手方向に沿った位置と前記背もたれ部の長手方向と交差する位置とに選択可能に配置され、少なくとも、前記ハンドル部が前記背もたれ部に沿った位置に配置された状態で、少なくとも前記前輪部と前記後輪部とが相互に近接する方向に移動することで、折り畳み可能となり、使用者が折り畳み状態で保持するためのベルト状のストラップ部を有し、前記ストラップ部は、前記ハンドル部の上部に固定するためのハンドル側固定部と、前記座面部または前記座面部の近傍に配置される前記フレーム部に固定するための座面側固定部と、前記ストラップ部を、前記ハンドル側固定部と前記座面側固定部との間で分離又は連結するためのストラップ連結部と、を有すること特徴とするベビーカーにより達成される。 30

【0006】

前記構成によれば、ハンドル部は、使用状態で、背もたれ部の長手方向に沿った位置と背もたれ部の長手方向と交差する位置とに選択可能に配置されている。すなわち、ハンドル部を背もたれ部の長手方向に沿った乳幼児の背面から押す位置から、背もたれ部の長手方向と交差する乳幼児に対面して押す位置に移動させるときは、ハンドル部の上部が最も大きく前輪部側へ移動する。 40

一方、折り畳んだ状態で介助者が肩からかける等して使用するストラップ部は、ハンドル部の上部に固定するためのハンドル側固定部と、座面部または座面部の近傍に配置されるフレーム部に固定するための座面側固定部とを有している。

このため、上述の最も大きく移動するハンドル部の上部に固定されているストラップ部のハンドル側固定部もハンドル部の移動に伴って大きく前輪部側へ移動する必要があるが、そのままではストラップ部は背もたれ部に干渉し、その移動が阻害される。

すると、このストラップ部のハンドル側固定部と固定されているハンドル部の移動も阻 50

害され、ハンドル部を背もたれ部の長手方向と交差する位置に配置することができないことになる。

この点、本請求項では、ストラップ部を、ハンドル側固定部と座面側固定部との間で分離又は連結するためのストラップ連結部を、ストラップ部に備えている。

すなわち、上述のようにストラップ部が背もたれ部等に干渉して、ハンドル部の移動を阻害しないよう、使用者がストラップ連結部を操作し、ストラップ部のハンドル側固定部と座面側固定部との間を分離状態にすることで、ストラップ部が分離されてハンドル部を円滑に移動させることができる。

また、背もたれ部の長手方向と交差する位置にハンドル部を配置した後、ハンドル部を背もたれ部の長手方向に沿った位置に戻し、更に、ベビーカーを折り畳み、その後、使用者が持ち運ぶときは、ストラップ部のストラップ連結部を連結状態にすることができる。

このように連結状態となったストラップ部を用いることで、使用者は容易にベビーカーを持ち運ぶことができる。

このように、本請求項によれば、ハンドル部の位置を移動させても、その移動の妨げにならないストラップ部を備えるベビーカーとなる。

#### 【0007】

また、ストラップ部のハンドル側固定部と座面側固定部との間における分離又は連結は、ストラップ連結部の操作で行うため、使用者は容易且つ迅速にストラップ部の分離又は連結の動作を行うことができる。

#### 【0008】

また、本請求項では、ストラップ部は、ハンドル部の上部と座面部等とを繋げている。すなわち、ベビーカーを折り畳んだときの、ベビーカーの下部側と最も上部側を結んだ構成となっている。

このため、使用者がストラップ部を肩に掛けてベビーカーを担いだとき、ベビーカーを安定させることができるので、バランス良く担ぐことができる。

つまり、本請求項では、ストラップ部の上部がハンドル部に固定されているので、使用者がストラップ部を用いたときでも、ベビーカー全体のバランスが崩れることなく、車輪部が下方に位置し、使用者の服等が汚れることを未然に防ぐことができる。

#### 【0009】

好ましくは、請求項2の発明によれば、請求項1の構成において、前記ストラップ部の前記ハンドル側固定部は、複数のハンドル側固定部を有し、これら複数のハンドル側固定部には、複数のハンドル側ストラップ部が接続され、一方、前記座面側固定部は、座面側ストラップ部が接続され、前記ストラップ連結部は、前記座面側ストラップ部と前記複数のハンドル側ストラップ部とを連結又は分離する構成となっており、前記ストラップ連結部は、前記複数のハンドル側ストラップ部と接続されているハンドル側連結部と、前記座面側ストラップ部と接続されている座面側連結部と、を有し、前記座面側連結部又は前記ハンドル側連結部のいずれか一方に、係合用凸部が形成され、他方に、前記係合用凸部を受容する係合用受容部が形成されていることを特徴とするベビーカーである。

#### 【0010】

前記構成によれば、ストラップ部のハンドル側固定部は複数箇所設けられ、これら複数のハンドル側固定部には、複数のハンドル側ストラップ部がそれぞれ接続されている。このため、使用者がストラップ部を用いたときに、ハンドル部は、複数のハンドル側ストラップ部で保持されるので、使用者はよりバランス良くベビーカーを担ぐことができる。

また、ストラップ連結部は、複数のハンドル側ストラップ部と接続されているハンドル側連結部と、座面側ストラップ部と接続されている座面側連結部と、を有し、座面側連結部又はハンドル側連結部のいずれか一方に、係合用凸部が形成され、他方に、係合用凸部を受容する係合用受容部が形成されている。

このため、使用者は係合用凸部を係合用受容部に係合させ、又は係合用受容部から係合用凸部を外すだけで、ストラップ部を連結し、又は分離させることができるので、連結又は分離の操作を容易且つ迅速に行うことができる。

10

20

30

40

50

## 【0011】

好ましくは、請求項3の発明によれば、請求項1又は請求項2の構成において、前記座面部の下方には、収納部が形成されており、前記ストラップ部の前記座面側固定部は、前記収納部内に配置可能な構成とされていることを特徴とするベビーカーである。

## 【0012】

前記構成によれば、座面部の下方には、手荷物等を收容することができる収納部が形成されており、ストラップ部の座面側固定部は収納部内に配置可能な構成とされているので、ストラップ部のストラップ連結部を分離したときに、分離されハンドル部に保持されなくなったストラップ部の部分を収納部内に收容することができる。

このため、分離されハンドル部に保持されなくなった部分が、走行時等に使用者の邪魔になることを未然に防ぐことができる。

10

## 【発明の効果】

## 【0013】

本発明は、ハンドル部の位置を移動させても、ハンドル部の移動の妨げにならないストラップを備えるベビーカーを提供できるという利点がある。

## 【発明を実施するための最良の形態】

## 【0014】

以下、この発明の好適な実施の形態を添付図面等を参照しながら、詳細に説明する。

尚、以下に述べる実施の形態は、本発明の好適な具体例であるから、技術的に好ましい種々の限定が付されているが、本発明の範囲は、以下の説明において特に本発明を限定する旨の記載がない限り、これらの態様に限られるものではない。

20

## 【0015】

図1は、本発明の実施の形態に係るベビーカー100を示す概略斜視図である。

図1に示すように、ベビーカー100は、移動に際し回転する車輪部であり、ベビーカーの進行方向に沿って配置されている前輪部110a、110bと後輪部120a、120bを有している。

また、ベビーカー100は、乳幼児を乗車させるための座席部、すなわち、乳幼児の臀部側を保持する座面部130と、乳幼児の背中側を保持する背もたれ部140とを有している。

また、図1に示すように、ベビーカー100には、座面部130や背もたれ部140を保持すると共に、前輪部110a、110bや後輪部120a、120bに連結されたフレーム部であるフレーム150を有している。

30

## 【0016】

また、ベビーカー100には、乳幼児の介助者が保持するハンドル部であるハンドル160を有している。ハンドル160は、図1に示すように、フレーム150のうち、背もたれ部140の高さ方向に沿って上方に延びるよう配置されるハンドル側フレーム151と接続されると共に、両側のハンドル側フレーム151のそれぞれの上端側を相互に連結する構成となっている。

## 【0017】

ここで、フレーム150について説明する。フレーム150は、上述のハンドル側フレーム151以外に、前輪部110a、110bを支持する前輪側フレーム152、後輪部120a、120bを支持する後輪側フレーム153、及び座面部130を支持する座面側フレーム154等を有している。

40

## 【0018】

図2は、図1のベビーカー100の概略側面図である。図2に示すように、ベビーカー100のハンドル側フレーム151とハンドル160は、背もたれ部130の長手方向に沿った位置(図2の矢印A)と背もたれ部140の長手方向と交差する位置(図2の矢印B)とを選択的に配置可能な構成となっている。

すなわち、ベビーカー100が着座可能とされた状態である使用状態(図1及び図2の状態)では、使用者は、座面部130に乳幼児を乗せて、ベビーカー100を移動させる

50

が、このとき、乳幼児の背面側からベビーカー 100 のハンドル 160 を押すことができるのみならず、乳幼児の前面側から乳幼児と対面しながらハンドル 160 を押すことが選択できる構成ともなっている。

つまりハンドル 160 が図 2 の矢印 A の位置に配置されたときは、乳幼児の背面側からベビーカー 100 を移動させることになる。一方、ハンドル 160 が図 2 の矢印 B の位置に配置されたときは、乳幼児と対面しながらベビーカー 100 を移動させることになる。

このようにベビーカー 100 は、乗車している乳幼児の様子を見ながら移動する必要があるときはハンドル 160 を対面位置に変更できる構成となっている。

#### 【0019】

次に、上述のハンドル 160 の移動機構について説明する。図 1 に示すように、ベビーカー 100 のハンドル側フレーム 151 には切り替えパーツ 151a が備えられている。 10

図 3 は、この切り替えパーツ 151a の座面部側を示す拡大斜視図である。図 3 に示すように、対面切り替えパーツ 151a には、背もたれ位置用凹部 151aa と対面位置用凹部 151ab とを備えている。また、この対面切り替えパーツ 151a は図 1 のハンドル側フレーム 151 に沿った方向（図 3 の矢印 Y 方向）に移動可能な構成となっており、常に下側に向かって配置されるよう付勢されている。

そして、ハンドル 160 が図 1 の背もたれ部 140 に沿った位置に配置されたときは、図 1 の肘掛け部 170 の後端側であって外方に突出した、図示しない背もたれ位置用凸部と図 3 の背もたれ位置用凹部 151aa が係合し、ハンドル側フレーム 151 が固定され、ハンドル 160 の移動が規制されることになる。 20

#### 【0020】

一方、ハンドル 160 の位置を図 2 の矢印 B の位置に移動させるときは、使用者はまず、図 2 に 2 個配置されている対面切り替えパーツ 151a、151a を図 3 の矢印 Y 方向（図の上側）に移動させる。すると、背もたれ位置用凹部 151aa と背もたれ位置用凸部との係合が外れ、ハンドル側フレーム 151 は可動状態となる。

この状態で、ハンドル側フレーム 151 を図 2 の矢印 B の位置に移動させる。ところで、図 1 に示すように、ベビーカー 100 は肘掛け部 170 を有し、肘掛け部 170 の先端側であって、外側には図 3 の対面位置用凹部 151ab に対応する対面位置用凸部 171 が突出するように形成されている。

このため、ハンドル側フレーム 151 を図 2 の矢印 B の位置に移動させ、図 3 の対面位置用凹部 151ab を図 1 の対面位置用凸部 171 と係合させることで、ハンドル側フレーム 151 は、その位置に固定され、ハンドル 160 の移動が規制される構成となっている。 30

#### 【0021】

図 4 は、ベビーカー 100 の折り畳んだ状態を示す概略図である。図 4 に示すように、ハンドル 160 及びハンドル側フレーム 151 が背もたれ部 140 に沿った位置に配置された状態で、前輪部 110a 等と後輪部 120a 等とが相互に近接し、背もたれ部 140 と座面部 130 とが近接する方向に移動し配置されることで、ベビーカー 100 は折り畳み状態となる。

具体的には、図 1 の操作ボタン 161 を操作することでロック機構が解除され、ベビーカー 100 は折り畳み可能状態となる。なお、この状態から更に前輪部 110a と 110b とが近接する方向に折り畳まれる所謂三つ折り方式や四つ折り方式等の他の折り畳み構造とされていてもよい。 40

#### 【0022】

また、図 4 に示すように、ベビーカー 100 には、使用者がベビーカー 100 を折り畳み状態で持ち運ぶために肩にかけて等によって保持するベルト状のストラップ部であるストラップ 180 が備えられている。

図 5 は、ストラップ 180 をベビーカー 100 に装着して折り畳んだ状態を示す概略図である。

ストラップ 180 は、ハンドル 160 に固定するためのハンドル側固定部 181、18 50

1と、座面部130における板状部材である座面本体154に固定するための座面側固定部182とを有している。また、ストラップ180には、図3のハンドル側固定部181と座面側固定部182との間で、それらの接続を分離し、または連結するためのストラップ連結部183が形成されている。

#### 【0023】

以下、ストラップ180の構成を詳細に説明する。まず、図5のハンドル側固定部181は2箇所形成され、これら2箇所のハンドル側固定部181、181には、それぞれハンドル側ストラップ181a、181aが接続されるように形成されている。

本実施の形態においては、ハンドル側ストラップ181aの上端部は、ハンドル160を回って上端ストラップ固定具181b、181bで着脱可能に固定されており、ハンドル側ストラップ181aの長さを調整可能とされている。

この時、ハンドル160表面の少なくとも一部には、ハンドル滑り止め領域160aが形成されており(図1参照)、肩からかけた際等にハンドル側固定部181が位置ずれし難いよう構成されている。

なお、ハンドル側ストラップ181aは2箇所形成されているが、それより多く形成してもよいが、肩にかけた際等におけるバランスを取るために、偶数箇所とされることが好ましい。また、ハンドル160側に固定部材を設け、他の係合部材等によって係合させる等各種係合部材を採用してもよい。

#### 【0024】

一方、図5の座面側固定部182には、座面側ストラップ182aが接続されるように形成されており、ハンドル側固定部181と同様に座面本体154に設けられた図示しない孔等を回って、下端ストラップ固定部182bによって着脱可能に固定されている。

なお、座面側固定部182は座面本体154ではなく、座面部130の他の位置であってもよく、また、近接位置にフレームがある場合には、フレームに設けてもよい。

その為、使用者はストラップ180が不要な場合、ハンドル側固定部181と座面側固定部182とをそれぞれベビーカー100から外して使用することもできる。

この場合、ハンドル側固定部181等は図5において点線で示される収容部190内に配置可能となっている。

図6は、図5のストラップ連結部183を示す概略拡大図である。図6に示すように、ストラップ連結部183は、座面側ストラップ182aとハンドル側ストラップ181aとを連結または分離する構成となり、具体的には、ストラップ連結部183は、2つのハンドル側ストラップ181aと接続されているハンドル側連結部183aと、座面側ストラップ182aと接続されている座面側連結部183bとを有している。

そして、例えば、座面側連結部183bには、傘型とされた係合用凸部183baが形成され、ハンドル側連結部183aには、係合用凸部183baを受容し、固定する略瓢箪型の貫通孔である係合用開口部183abが形成されている。

なお、ストラップ連結部183は上述の形態ではなく、凹凸を係合させる構成ならば、凸部側が撓んで凹部側に収容されるタイプ等の各種の係合部材を使用できる。

#### 【0025】

また、図1及び図5に示すように座面部130の下方にはストラップ180のストラップ連結部183を分離させたときの座面側ストラップ182a及び座面側連結部183bが収容できる収容部190が形成されている。

収容部190は介助者の手荷物等を収容可能な収納袋であり、図5に点線で示すように、介助者が出し入れする開口端が背もたれ部140の背面側下方領域を覆うよう配置されており、座面側固定部182は収容部190内に位置するよう配置されているため、対面式を選択して図2の矢印Bの状態にハンドル160を位置させた場合、座面側ストラップ182a等を収容部190内に入れて使用できる。

なお、収容部190に収容するのではなく、たとえば座面側連結部183b等をクリップ状として、背もたれ部140の背面等に係止できるよう構成してもよい。

#### 【0026】

10

20

30

40

50

本実施の形態に係るベビーカー100は以上のように構成されているが、以下、その作用等について説明する。

ベビーカー100のハンドル160は、上述のように、使用状態では、その位置を図2の矢印Aで示す乳幼児の背面側の位置から矢印Bで示す乳幼児と対面できる位置まで移動可能な構成となっている。このときハンドル160の上部は図2で示すように最も大きく前輪部110a等側へ移動する。

ストラップ180は、図5に示すように、一方は、ハンドル160の上部に二箇所のハンドル側固定部181で固定され、他方は、座面側フレーム154に座面側固定部182を介して固定されている。

このため、ハンドル160が大きく前輪部110a等側へ移動すると、ハンドル160に固定されているストラップ180のハンドル側固定部181も、ハンドル160の移動に伴って大きく前輪部110a等側へ移動することになる。 10

このとき、ストラップ180は背もたれ部140や幌部200に当接し、ハンドル160の移動が阻害される。

このように、ハンドル160の移動がストラップ180により阻害されないためには、ストラップ180の長さを、図2の矢印Bの位置のハンドル160の上部から幌部200を介して、図5の座面側固定部182までの長さにする必要がある。

しかし、これではストラップ180が長すぎて、使用者が肩に担ぐ際に使い難い状態となる。そこで、ストラップ180は肩にかけ易い適当な長さに設定されている。

したがって、従来は、使用者のストラップ180の使いやすさを考慮するとストラップによりハンドルの移動が規制されてしまうこととなるという問題があった。 20

#### 【0027】

この点、本実施の形態では、図2に示すように、ストラップ180をハンドル側ストラップ181aと座面側ストラップ182aに分離することができるストラップ連結部183を有している。

このため、ストラップ180がハンドル160の移動を阻害するときは、使用者が図5に示すように、座面側連結部183bとハンドル側連結部183aを分離させることで、図2に示すように、ハンドル160を上述の対面位置(図2の矢印Bの位置)に円滑に移動させることができる構成となっている。

このように、本実施の形態によれば、ハンドル160の位置を移動させても、その移動の妨げにならないストラップ180を備えるベビーカー100となる。 30

#### 【0028】

また、使用者がベビーカー100のハンドル160を図2の矢印Bの位置で使用した後、ベビーカー100を折り畳むときは、先ず、ハンドル160を図2の矢印Aの位置まで戻す。そして、ストラップ連結部183のハンドル側連結部183aと座面側連結部183bを図5に示すように連結状態にし、ベビーカー100を図4に示すように折り畳む。

すると、使用者はストラップ180を肩に担ぐように配置することで、ベビーカー100を折り畳み状態で容易に持ち運ぶことができるようになる。この時、ストラップ180は図4に示すように折り畳み時に僅かに弛む程度の長さであり、しかも、使用者の体格に応じて長さを調整できるので、より安定して持ち運ぶことができる。 40

#### 【0029】

また、本実施の形態では、図5に示すように、ストラップ180は、ハンドル160の上部と座席部130の下方になる座面本体154とを結んでいる。すなわち、ベビーカー100を折り畳んだときの、ベビーカー100の下部側と最も上部側とを結ぶ構成となっている。

このため、使用者がストラップ180を肩に掛けてベビーカー100を担いだとき、ベビーカー100を安定させることができるので、バランス良く担ぐことができる。

この点、従来は、ハンドル160にストラップ180を固定すると、ハンドル160の移動が上述のように、困難になるのでストラップ180の上部をハンドル160ではなく、背もたれ部140等に固定するものもあったが、ベビーカー全体のバランスが崩れ、前 50



輪部や後輪部が使用者の服等に触れ、服を汚してしまうという問題があった。

この点、本実施の形態によれば、ストラップ180のハンドル側固定部181がハンドル160の上部に固定されているので、使用者がストラップ180を用いても、ベビーカー100全体のバランスが崩れることなく、車輪部110, 120が下側に位置する状態で持ち運べ、使用者の服等が汚れることを未然に防ぐことができる。

【0030】

また、本実施の形態によれば、ストラップ180のハンドル側固定部181は、図5に示すように2箇所形成され、これら2箇所のハンドル側固定部181, 181には、それぞれハンドル側ストラップ181a, 181aが略V字状に配置されて、ストラップ180全体ではY字状を呈しており、しかも、ハンドル160外面には滑り止め領域160aが配置されている。 10

このため、使用者がストラップ180を用いたときに、上方に位置するハンドル160は2箇所のハンドル側固定部181, 181とハンドル側ストラップ181a, 181aで保持されるので、使用者はバランス良くベビーカー100を担ぐことができる。

【0031】

また、ストラップ連結部183は、上述のように、図6に示すように構成されているので、使用者は座面側連結部183bの係合用凸部183baをハンドル側連結部183aの係合用開口部183abに挿入し、係合させるだけでストラップ連結部183を連結状態とすることができる。

また、このように係合されている係合用凸部183baを係合用開口部183abから外すだけでストラップ連結部183baを分離させることができる。 20

したがって、本実施の形態のストラップ連結部183は、連結または分離の操作を使用者が容易且つ迅速に行うことができる構成となっている。

【0032】

なお、本実施の形態ではハンドル側連結部183aや座面側連結部183bは、ハンドル側ストラップ181aや座面側ストラップ182aとそれぞれ縫合等されているが、本実施の形態では、これに限らず、ハンドル側連結部183a等の開口にハンドル側ストラップ181a等を通し、縫合せずに、これらを接続してもよい。

【0033】

本実施の形態では、上述のように図5に示す収容部190がベビーカー100に備えられている。 30

このため、ストラップ連結部183を分離させたとき、分離され、ハンドル160に保持されなくなった座面側連結部183b及び座面側ストラップ182aを収容部190内に収容することができる。このため、分離された座面側連結部183b等が使用者の邪魔になるのを未然に防ぐことができる。

【0034】

本発明は、上述の実施の形態に限定されない。このベビーカーは低月齢専用品や高月齢専用品であってもよく、座席部が乗用車用のチャイルドシートとされてフレーム150から着脱できるものであってもよく、前輪部及び後輪部が三輪とされた三輪形態や、子供等を介助するための介助車とされていてもよい。 40

【図面の簡単な説明】

【0035】

【図1】本発明の実施の形態に係るベビーカーを示す概略斜視図である。

【図2】図1のベビーカーの概略側面図である。

【図3】切り替えパーツを示す拡大斜視図である。

【図4】ベビーカーの折り畳んだ状態を示す概略図である。

【図5】ストラップをベビーカーに装着した状態を示す概略図である。

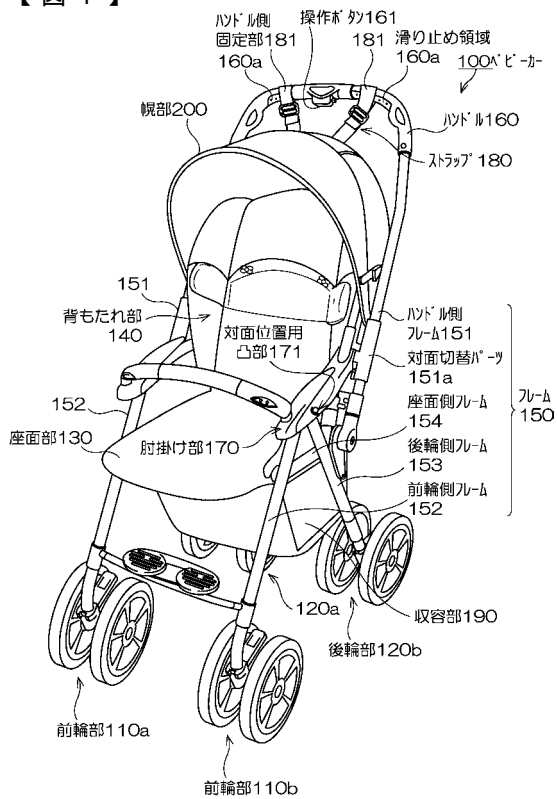
【図6】図5のストラップ連結部を示す概略拡大図である。

【符号の説明】

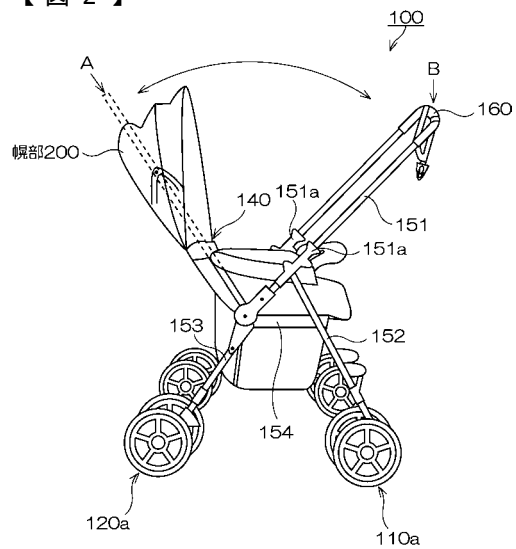
【0036】

100・・・ベビーカー、110a、110b・・・前輪部、120a、120b・・・後輪部、130・・・座面部、140・・・背もたれ部、150・・・フレーム、151・・・ハンドル側フレーム、151a・・・対面切替パーツ、151aa・・・背もたれ位置用凹部、151ab・・・対面位置用凹部、160・・・ハンドル、161・・・操作ボタン、170・・・肘掛け部、171・・・対面位置用凸部、180・・・ストラップ、181・・・ハンドル用固定部、181a・・・ハンドル側ストラップ、182・・・座面側固定部、182a・・・座面側ストラップ、183・・・ストラップ連結部、183a・・・ハンドル側連結部、183ab・・・係合用開口部、183b・・・座面側連結部、183ba・・・係合用凸部、190・・・収容部、200・・・幌部

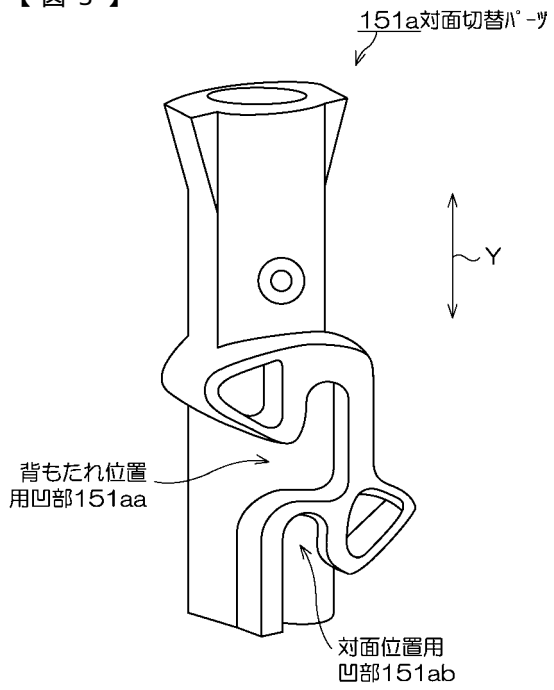
【図1】



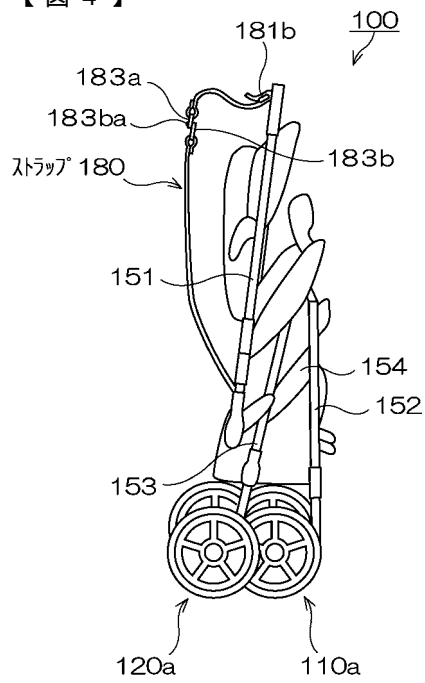
【図2】



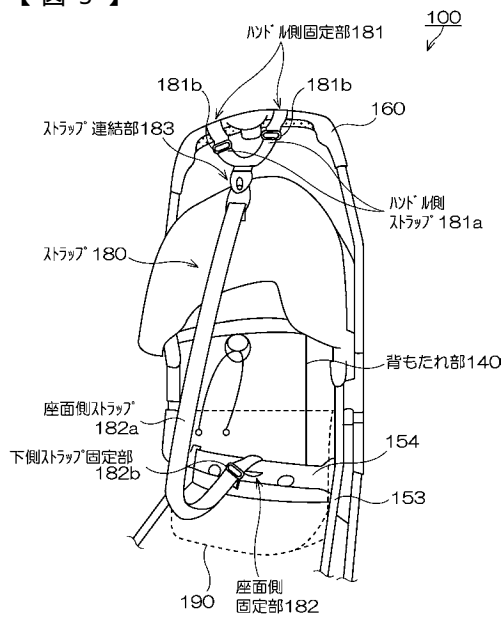
【 図 3 】



【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】

